様式

委員会規則第４条第１項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	三豊市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.mitoyo.lg.jp/forms/menutop/menutop.asaspx?menu_id=235

執行機関名　三豊市教育委員会

知事等（教育委員会）が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一　第十三の項 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律第1条	特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第2条　負担金、奨励費補助金及び交付金は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、特別支援学校（奨励費補助金及び交付金にあっては、小学校又は中学校を含む。以下同じ。）への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学校へ就学する幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその就学に要する経費を負担する者をいう。第4条第1項において同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費について、国がその経費の一部を負担、補助又は交付することとし、もって、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。また、奨励費補助金は、この目的の他に、都道府県・指定都市・中核市における特別支援教育の体制整備を推進するため、国がその経費の一部を補助することとし、特別支援教育の充実を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱第2条